

田村市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

田村市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

田村市では、令和4年に策定した田村市総合計画をもとに、まちの将来像に掲げた「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市」を具現化できるように田村市教育大綱を策定し、学校教育と生涯教育の充実に努めている。学校教育では、教育振興推進プログラムのもと、「夢を実現する力を育てる学校教育の充実」に向け、確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成、個に応じた教育、地域と共にある学校教育、教職員の資質向上を基本目標とし、施策推進を図っている。

それらを実現するためには、教職員の働き方改革を推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるようにすることが必要である。

本計画は、県教育委員会が策定した「教職員働き方改革アクションプラン（令和6年度～令和11年度）」（令和8年2月27日改訂）をもとに、教職員の時間外在校時間やワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標を定め、教職員が主体的に研さんを重ね、教職員がやりがいと達成感を持って健康に働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的とする。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和3年3月29日に、所管に属する学校の教職員の在校時間等時間の上限に関する方針として、「田村市立学校に勤務する教職員が業務を行う時間の上限に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

田村市立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則

- 1 教育委員会は、その所管に属する市立学校の教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福島県条例第4号）第10条第1項に規定する代休日をいう。）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - (1) 1箇月について45時間
 - (2) 1年について360時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - (1) 1箇月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

- こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6、7年度は以下のとおりであった。

【令和6、7年度の時間外在校等時間の状況】

年度	種別	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
令和6年度	小学校	36.14時間	28.3%	3.5%
	中学校	47.15時間	49.3%	9.1%
令和7年度	小学校	33.55時間	24.9%	2.1%
	中学校	43.37時間	44.6%	5.7%

- 令和7年度は6年度と比較して、小学校、中学校とも時間外在校等時間は減少した。しかし、時間外在校等時間が月45時間を超える割合が小学校では24.9%、中学校では44.6%と依然として多い状況である。特に、中学校では、部活動の業務の負担感が大きくなっている。また、月80時間を上回っている教職員もいる。特に、教頭が多いことから、学校の多様な業務が教頭に集中してしまう傾向にあることがうかがえる。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ◎ 全教職員の時間外勤務時間を、月45時間以内かつ年360時間以内にする。
- ◎ 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ◎ 仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指す。
- ◎ 質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、県教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画、「教職員働き方改革アクションプラン（令和6年度～令和11年度）」（令和8年2月27日改訂）のもと、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の「学校と教師の業務の3分類※1」等を踏まえ、以下の内容に取り組む。

※1 「学校と教師の業務の3分類」

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」（令和7年9月26日付け7文初第1404号文部科学事務次官通知・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」別添資料より）

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

(1) チーム学校の構築

① 人的な配置によるサポートの強化

ア スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用（国・県・市費）

不登校やいじめ等、児童生徒の教育相談体制の充実を図り、児童生徒の問題行動の未然防止と早期解決を図るために、スクールカウンセラーの活用を図る。また、学校の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応のため、学校と連携しながら支援活動を行う。

イ 心の教室相談員の配置（市費）

学校生活上の不安や友人関係の悩み等を持つ児童生徒に対し、集団生活への適応と充実した学校生活を支援するために心の教室相談員を配置する。

ウ 特別支援教育支援員の配置（市費）

障がいのある児童生徒の日常生活のサポートや学習活動上の支援を行うために、児童生徒の実態に応じて、特別支援教育支援員を配置する。また、特別支援教育支援員の資質向上を図る研修を実施する。（年2回）

エ スクール・サポート・スタッフの活用（県費）

学習プリントの印刷、学年・学級事務（会計補助、備品管理、教材・教具準備、軽微な事務連絡・調整、調査集計・回答書案作成等）などを教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフを効果的に活用する。

オ 学校図書館司書の配置（市費）

学校図書配架、修繕及び貸出業務、情報センターとしての活用の仕方など学校図書館の活用、図書を活用した授業支援を行うため学校図書支援員を配置する。（年35日）

カ ICT支援員の配置（市費）

ICT機器を活用した授業の質の向上に向け、教職員への支援体制を構築するためにICT支援員を配置する。（24チケット（1チケット3時間））

キ 部活動指導員の配置（中学校）（国・県・市費）

部活動における、教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員の継続的な配置に努める。

ク スクールロイヤーの活用（市費）

学校におけるトラブルへの初期対応の相談等、複雑化する学校現場の諸課題に対して、法務の専門的な指導助言等ができるスクールロイヤーの活用促進により、諸課題の重大化や深刻化の予防と教職員の負担軽減を図るなど、相談体制を充実させる。

② 地域学校協働活動の連携

学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民により積極的な学習支援の取組を促進し、教職員が子どもと向き合う時間を拡大させるために、学校運営協議会と地域学校協働活動の連携を図る。

(2) 各学校の教育課程の見直し

児童生徒一人一人が課題を設定し、主体的に学ぶ機会を確保するとともに、教員が授業の準備や学習評価にかかる時間を十分に確保する。その実現のため、全ての学校において、授業時数を点検した上で、原則、標準授業時数で教育課程を実施する。

(3) 業務分担の見直しによる負担の平準化

各学校は、複数担任制やチーム担任制など、担任制の在り方を見直し、学級担任の業務を適切に分担する。また、授業の持ち時間数や授業準備にかかる時間などを精査した上で、授業負担の平準化を図る。その際、初任者等の経験の浅い教職員に対しては適切に配慮する。

さらに、授業の持ち時間数以外についても、進路の個別指導や週休日の部活動指導の担当者の割振り、校内の清掃や巡回の職員間の輪番での実施など、積極的に業務の平準

化を図ることで、正規の勤務時間内に業務が終わるよう、時間外勤務時間の削減及び平準化と休憩時間の確保や業務の持ち帰りが無い状態を目指す。

(4) 教育・校務のDX推進

① 「ふくしまクラウドサービス(FCS)」の活用

「ふくしまクラウドサービス(FCS)」のさらなる活用により、校務の効率化や、児童生徒の教育データの蓄積・活用基盤を強化するなど、教育・校務のDX化を一層推進する。また、各学校からの各種報告の様式についても、活用しやすいデータに変更し、点検や集計の業務を削減する。

② 校務支援システム導入

校務支援システムを導入することで、教職員の業務負担を軽減し、質の高い教育を実現する。

③ 調査・報告、会議・研修等のオンライン化等による効率化

調査等への回答にあたっては、原則、電子メールによるデータ提出やWebフォームでの回答とし、FAXは使用しない。また、指定する場合を除き、鑑(送付文)を省略し、ペーパーレス化や学校の負担軽減に努める。

④ 発出文書・收受文書の処理の見直し

各学校は、收受する多様な文書等について、担当者に電子メールを転送する際に重要度や期限等を明示したり、共有フォルダでの共有にとどめたり、管理職の判断で周知しないなど、効率的なやりとりに努める。また、收受文書を印刷する文書を最小限にとどめたり、2アップや両面印刷にしたりして、ペーパーレス化を進める。

(5) マネジメント体制の強化

① 勤怠管理システム等による出退勤時間の管理

各学校は、勤怠管理システム等を用いて、出退勤時間及び時間外勤務時間を客観的に把握するため、教職員一人一人の正確な打刻及び時間外勤務時間から除外する時間の申請の手続きを徹底する。また、教職員自身が、自らの勤務時間に対する意識改革を図るとともに、教育委員会及び管理職は、在校時間を厳正に評価・指導し、勤務時間・健康管理を意識した働き方改革を推進する。労働安全衛生の面から、校長会議や教頭研修会等において、出退勤時間及び時間外勤務時間の把握や長時間の時間外勤務時間の是正について、周知を継続する。

② 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定と遵守

各学校は、勤務時間は8時15分から16時45分(休憩時間45分を含めて8時間30分※各学校によって始業・終業時刻が異なる場合あり。)に設定されていることを踏まえ、学校や地域の実態に応じて、勤務開始時刻と勤務終了時刻と大きな乖離が生じないように、平日の学校解錠・施錠時刻について、勤務開始時刻前1時間、勤務終了時刻後2時間以内とするなど、学校ごとに適切な時刻を設定する。

設定にあたっては、解錠時刻から施錠時刻までの時間は、教職員が業務に従事すべき時間、また管理職が教職員に従事させることができる時間として設定されるもの

ではないことを教職員に理解させるとともに、児童生徒及び保護者にも年度始め等に周知して、理解と協力を求める。また、定められた解錠・施錠時刻を遵守するとともに、解錠・施錠は教頭のみが行う業務ではないことから、校内体制等を工夫することにより、教頭の負担軽減を図る。

③ 児童生徒一斉下校日の設定と取組の徹底

各学校は、原則として週に1日の児童生徒一斉下校日を定め、児童生徒の自主学習時間や、ボランティア活動等、地域の活動に参加する時間やゆとりのある放課後の時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間、あるいは、効率的な校務運営のための打合せや会議の時間を確保する。

④ 夏季休業中における学校閉庁日の設定等

各学校は、原則として、いわゆるお盆期間を含めた8/12～8/16の5日間（曜日によらず週休日も含めて）を学校閉庁日と定め、週休日の振替を優先的に指定するとともに、夏季休暇、年次有給休暇等の計画的な取得促進を図る。

なお、休日である年末年始6日（12月29日～翌年1月3日）も含め、閉庁を徹底し、管理職も含めた教職員全員がしっかりと休める環境を実現する。

⑤ 年次有給休暇の取得の促進

教職員は、年次有給休暇の計画的な取得により、仕事と私生活を両立できる環境の実現を図るため、管理職も含め、1年間で12日以上の子年次有給休暇の取得を目指す。

⑥ 週休日の振替の適切な運用

週休日の振替については、原則、後8週までに行う必要がある。制度上、校務運営上の必要性等により、後8週を超えて後18週まで振替が可能だが、特に、大会等の引率により土日とも振替対象の勤務日となるときには、校務に支障がない場合、校長は、連続勤務を最小限とすることで教職員の心身の負担軽減を図るため、2日のうち1日は翌週（または前週）に週休日の振替を指定できるよう、学校の実態に応じて配慮する。

(6) 持続可能な部活動運営

教育委員会は、児童生徒の調和のとれた心身の発達及び教職員の多忙化解消の視点から「部活動の休養日及び活動時間に関する指針」に沿って、部活動の適正化に努める。また、学校現場、連携団体及び競技団体等と協力し、今後の部活動の在り方や課題について、さらに検討を進める。

※ 「部活動」には、小・中学校における特設活動も含む。

① 休養日や練習時間の適切な管理

ア 休養日の設定

- 平日週1日及び土日いずれかを週1日以上とする。
- 平日の休養日1日は児童生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとするが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定することができる。
- 土・日に大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）が実施される場合は、原則として週休日1日分の休養日を翌週の平日に振り替える。

※ 長期休業中も、学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始の学校閉庁日も休養日とすることを徹底する。

イ 活動時間の上限の徹底

- 平日2時間、学校の休業日3時間とする。
- 平日の大会、あるいは、土・日の大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）は、上記活動時間の設定とは別に計画されるが、3時間を超えて活動した場合は、児童生徒の健康・安全を第一に考え十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。また、教職員の健康・安全にも十分考慮し、特に、週休日の練習試合・合同練習会等については、週休日であることを踏まえて、校長が、実施の必要性とともに、期間・場所・内容等を十分精査する。

ウ 大会等への参加の見直し

校長は、部活動の本来の目的（運動部についてはスポーツ医・科学的な観点含む。）や児童生徒の健康・安全を第一に考え、大会等への参加の精選や教員間で引率業務等を分担する。

② 適切な学校部活動運営のための体制整備

ア 部活動の活動方針・年間活動計画の作成等

各学校は、「学校部活動の在り方に関する方針」に基づいた部活動の活動方針を作成し、学校のホームページ等で公開する。また、校長は、各部活動の年間活動計画及び部活動休養日等を示した毎月の活動計画を作成・提出させるとともに、必ず、家庭に周知する。

イ 部活動の設置数等の見直しと複数顧問制の拡大

各学校は、少子化に伴う生徒数の推移や活動の実態及び地域の実情等を踏まえ、計画的な部活動の設置数の精選や生徒の主体的な運営の推進など、校内規定等の見直しや活動の在り方についても検討する。また、1つの部活動に対する複数の顧問配置により、顧問間で部活動に係る指導を交替で行うことなど、指導に従事する時間を調整することを推進する。

ウ 中学校における休日の部活動の地域展開

国や県の動きを踏まえながら、地域の実情に応じ、休日における部活動の地域展開の取組を推進する。

部活動の地域展開に向け、「田村市立中学校部活動地域展開推進委員会」を設置し、望ましい部活動環境の構築と中学校における働き方改革の実現するため部活動の段階的な地域展開に向けた課題に総合的に取り組む。

(7) 地域・保護者への理解の醸成

教職員の働き方改革の考え方や取組を、各校種のPTA連合会等と連携して保護者に伝えるとともに、教職員の働き方改革が急務であることや、学校への相談等にあたっては、教員の勤務時間等についても配慮をお願いするなど、地域の方々を含め、引き続き、丁寧に伝えていく。

各学校は、PTA総会や学校運営協議会等の機会を捉え教職員の働き方改革に関する取組について説明し、地域の方々や保護者とどのような対策が考えられるのかを対話を通して考え、地域や学校の実態に応じながら、学校の課題等への改善策等が本計画に適合するものとなるよう、働き方改革に資する取組を進める。

(8) 教頭の業務負担軽減

「4（1）①ク相談体制の充実」、「4（4）③ 調査・報告、会議・研修等のオンライン化等による効率化」及び「4（5）②平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定と遵守」など、教頭の長時間勤務の要因にもなっていると考えられる業務の見直しを着実に実施することにより、教頭の負担軽減を推進する。また、本計画の取組の平日の学校解錠・施錠などの業務以外でも、学校現場の要として幅広い業務に従事している教頭が「“当たり前”に行っている業務」についても積極的な見直しを図る。

(9) 健康及び福祉の確保に向けた取組

教職員一人一人が健康な状態で業務に集中できるよう、心身の健康と福祉の確保に向けた取組を、公立学校共済組合と連携して実施する。

① 健康管理のための医師による面接指導

長時間労働と脳血管疾患・心疾患との関連性が高いことから、時間外勤務が80時間を超えるなど長時間労働となっている教職員に対して、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導の実施体制を整備し、勤務時間や勤務状況等を適切に把握の上、健康障害防止に必要な場合には医師による面接指導を実施する。

② 定期健康診断等の実施(県)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断(人間ドック等を含む)を実施するとともに、精密検査対象となった場合は、対象者全員が精密検査を受けるよう努める。

なお、詳細な健康状態の把握や疾病の早期発見につなげるため、公立学校共済組合の事業(県立学校・市町村立学校を対象)として人間ドック事業を実施し、積極的な利用を促す。

③ 特定健康診査・特定保健指導の実施(県)

公立学校共済組合(医療保険者)は、県立学校及び市町村立学校の40歳以上75歳未満の教職員を対象として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を実施し、生活習慣病のリスクが高い者については、生活習慣の見直し等をサポートする特定保健指導を実施する。

④ ストレスチェックの実施(市)

全ての教職員を対象として、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐとともに、実施後の集団分析結果を活用して職場環境の改善を推進する。なお、高ストレス者に該当した者のうち、本人からの申し出があった場合、面接指導が必要であると教育委員会が認めた場合は、医師による面接指導を実施し、必要な就業上の措置を講じる。

⑤ 心身の健康相談窓口の設置(県)

職場や健康等に関する悩みに対応するため教職員相談室を設置するとともに、心・体の健康に関する悩みや不安に対応するため医師や公認心理師等の専門家による多様な相談窓口を活用する。このほか、管理職向け及び教職員向けメンタルヘルスセミナーや生活習慣改善のためのセミナーなど、健康を保持するために必要な知識の普及に努める。

また、あさかストレスケアセンターのEAP相談室を活用して、健康問題や職場の問題、プライベートに関することなどの問題の早期発見、早期対応ができるように働き掛ける。

5. 今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、田村市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。